

議案第60号

東京都板橋区立リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月5日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区立リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立リサイクルプラザ条例（平成17年板橋区条例第33号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項を次のように改める。

2 第2条各号に掲げる事業を利用する者は、指定管理者に当該事業の利用に係る料金を納付しなければならない。

第17条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項に規定する料金（以下「利用料金」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ区長の承認を得て定めるものとする。

(1) プラザの施設の利用に係る料金 別表に定める額

(2) 第2条各号に掲げる事業の利用に係る料金 当該事業に類する事業の利用に通常要する額を考慮して区長が別に定める額

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都板橋区立リサイクルプラザ条例第17条第2項及び第3項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和2年4月1日以後に行われる同条例第2条各号に掲げる事業の利用に係る利用料金について適用する。

(提案理由)

利用料金の範囲を改め、その上限額を定める必要がある。